

社会福祉法人 湖星会
評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湖星会（以下「本会」という。）の定款第9条および第20条の規に基づき評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第9条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

2 役員に対しては、報酬を支給し金額は次のとおりとする。報酬は別表1に定める1人当たりの日額、月額範囲内とする。

- (1) 理事の報酬の総額は20,000,000円を、監事の報酬の総額は500,000円を超えない範囲で別表1に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給する

3 前項の常勤役員に対する報酬等のうち、報酬は毎月末日締めで当月末日に支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条に規定する報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 評議員及び役員に対しては、費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年10月14日より適用する

この規程は、平成29年4月1日より適用する

この規程は、令和4年4月1日より適用する

この規程は、令和5年4月1日より適用する

この規程は、令和6年4月1日より適用する

別表 1

報酬など支給基準		
役職	報酬	会議種類
評議員	10,000 円（日額）	評議員会、その他法人業務
理事長	1,500,000 円（月額）	
常勤理事	10,000 円（日額）	理事会
非常勤理事	10,000 円（日額）	理事会
監事	10,000 円（日額）	理事会・評議員会・評議員選任解任委員会
監事	10,000 円（日額）	監査業務
外部評議員選任解任委員	10,000 円（日額）	評議員選任解任委員会・評議員会